第1章第3⑽及び⑾を次のように改める。

⑽　個人情報

生存する個人の提供者に関する情報であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

①　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。⑾②において同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により提供者を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより提供者を識別することができることとなるものを含む。なお、死者に係る情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の提供者に係る個人情報となる。）

②　個人識別符号が含まれるもの

⑾　個人識別符号

次に掲げるいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）その他の法令に定めるものをいう。

①　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

②　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第1章第3⑾の次に次のように加える。

⑿　匿名化

提供を受けた配偶子に付随する個人情報から特定の個人を識別することができることとなる記述等（個人識別符号を含む。）の全部又は一部を削除すること（当該記述等の全部又は一部を当該特定の個人と関わりのない記述等に置き換えることを含む。）をいう。

⒀　対応表

匿名化された情報から、必要な場合に提供者を識別することができるよう、当該提供者と匿名化の際に置き換えられた記述等とを照合することができるようにする表その他これに類するものをいう。

第2章第2の1⑴中「研究機関」を「提供機関」に、同4⑶①中「連結不可能匿名化されている場合」を「匿名化されている場合（特定の個人を識別することができない場合であって、対応表が作成されていない場合に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

○文部科学省
厚生労働省
経済産業省告示第一号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行等に伴い、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成二十五年文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十八日

文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

目次を次のように改める。

目次
前文
第1　基本的考え方
1　基本方針
2　本指針の適用範囲
第2　研究者等の責務等
3　全ての研究者等の基本的な責務
4　研究を行う機関の長の責務
5　研究責任者の責務
6　海外との共同研究
第3　提供者に対する基本姿勢
7　インフォームド・コンセント等
8　遺伝情報の開示
9　遺伝カウンセリング
第4　倫理審査委員会
10　倫理審査委員会の責務及び構成
第5　試料・情報の取扱い等
11　他の研究を行う機関への試料・情報の提供等
12　匿名化された情報の取扱い
13　試料・情報の保存及び廃棄
14　研究を行う機関の既存試料・情報の利用
15　外部の機関の既存試料・情報の利用
第6　個人情報の保護
16　保護すべき個人情報
17　安全管理措置
18　個人情報の取扱い
19　個人情報の開示等
20　匿名加工情報の取扱い
21　個人情報管理者の責務
第7　用語の定義
22　用語の定義
⑴　試料・情報
⑵　診療情報
⑶　ヒトゲノム・遺伝子解析研究
⑷　遺伝情報